

伊佐市の

行政組織と主な業務

伊佐市役所 代表電話番号 🏗 ②1311



大口庁舎

大山厅苦		
市議会	議会事務局 議 会 (左近充 円)	係(柿木 一郎) 本会議及び委員会の運営や会議録の作成、 議会だよりの発行など。
総務 課 (宇都宮安照)	一一行 政 係(山中 宏樹)	議案の調製、条例規則等の制定・改廃、庁舎間の連絡調整に関 することなど。
	職 員 係(吉松 哲朗) 交通消防防災係(萩峯 利生)	職員の服務及び研修に関することなど。 交通安全対策、防災及び災害対策、消防に関すること、自衛官 募集など。
	電算管理係(藺牟田芳之)	電算処理システムの管理、運用、維持に関することなど。
企画政策課	─ ─秘 書 係 (嶽本 圭)	秘書及び渉外に関することなど。
(吉加江光洋)	——政策調整係(小倉 史郎)	市の総合的施策の企画及び調整、政策評価、定住促進及び統計 調査に関することなど。
	――まちづくり政策係(栗巣 義朗)	地域公共交通、開発調整、広域行政連携、土地利用対策に関す ることなど。
	一 産 業 政 策 係(柿川 幸司)	商工業、企業立地、起業・創業支援及び雇用促進に関すること など。
	──地域活力推進係(下一ノ宮慎一)	自治会との連絡調整、校区コミュニティ活動に関することなど。 男女共同参画社会の推進に関することなど。
財政課	──財 政 係(門田 真幸)	予算の編成、財政事情の公表など。
(冨満 庸彦)	——行政改革推進係(高濱 毅)	行財政改革の推進、民間活力の活用に関することなど。
	一財産管理活用係(森田 和樹)	普通財産の管理及び市有財産の総合調整に関することなど。
	—— 庁舎建設推進係(向 囿 和久)	庁舎建設に関すること。
市 民 課 (長浜 哲郎)	市 民 係(川崎 哲嗣)	住民票、戸籍、印鑑証明、国民年金、パスポート、個人番号カードの発行に関することなど。
	—— 人權發·市民相談縣 (田原 俊郎)	人権啓発、地方改善事業、各種相談(人権・消費生活・行政・ 法律)など。
	——健康推進係(中村 康雄) 	成人健診、特定健診、長寿健診、人間ドック、各種がん検診、 成人の予防接種、保健指導、献血に関することなど。
	―健康保険係(小倉さおり)	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入脱退・高額療養費 に関することなど。
	└─選 挙 係(祝田 浩幸)	選挙の執行、管理に関する事務など。
<mark>税 務 課</mark> (岡 信吾)	市民税係(森山 誠)	市税、国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料 の賦課に関することなど。
	——固定資産税係(坂元 隆治)	固定資産税の課税事務、地籍調査の成果に関することなど。
	──収納管理係(小斉平信二)	市税、介護・後期高齢者医療保険料の徴収事務、納税の啓発など。市税等の滞納処分に関すること。
こども課		母子健診、予防接種、その他母子保健に関することなど。
(堀之内博行)	――子育て支援係(長里 忠浩)	母子福祉、保育所、児童手当、乳幼児医療、その他子育て支援
	こども相談係(冨吉より江)	に関することなど。 児童相談、その他子育て支援に関することなど。(☎29 5511)
長寿介護課 (大塚 慎一)	高齢福祉係(森田 誠)	高齢者の福祉サービス、保健・福祉施設の維持管理に関することなど。
OVA B	— 地域包括支援係(寺岡 公美) — 介護保険係(新納 誠朗)	大口地域包括支援センター、介護予防事業に関することなど。 介護保険全般に関すること。

大口庁舎

障がい者福祉、障害者総合支援法、その他障がい者支援に関す 福祉課 ・障がい者支援係 (木ノ上勝志) (重久 元彦) ることなど。 福祉に関する総合的企画、戦没者遺族援護、災害援助、民生委 - 社会福祉係(後藤 慎治) 員に関することなど。 - 保 護 係(長谷川 学) 生活保護に関することなど。 係(有川 孝久) 会 課 - 管 理 市会計、出納事務、歳入歳出整理事務など。 計 (森 佳子) 公用車の配車、車両の整備点検・管理に関することなど。 水 道 課 - 管 理 係(白坂 修一) 水道料金などの水道業務事務。 (永友 利美) - 工. 務 係(梅田 清喜) 水道施設管理などの工務事務。 選挙管理委員会 局──事務局係(祝田 浩幸) 事 務 選挙の執行、管理に関する事務など。 (長浜 哲郎)(兼) (兼) 監查委員 **事務 局**──事務局係(安徳 和樹) 市の事務の執行及び事業管理に関する監査 (山下 安志) など。 事務局——事務局係(安徳和樹) 公平委員会 職員の勤務条件の措置要求及び不利益処分 (山下 安志)(併) (併) の審査など。

菱刈庁舎

文書の収受、菱刈庁舎の営繕警備、農村情報連絡施設の管理運 地域総務課 総務振興係(寶川 広為) (田之上和美) 営、菱刈公衆浴場の運営管理、菱刈泉熱開発制に関することなど。 市民窓口係(重久 浩子) 住民票、戸籍、印鑑証明、国民年金、個人番号カードの発行に 関すること、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関するこ となど。 障がい者福祉、子育て支援等の受付事務、市税等の収納及び諸 証明に関することなど。 長寿介護課分室 菱刈地域包括支援センター、介護予防事業、介護保険に関する - 高齢者支援係(西方 淳一) ことなど。 政 課 農業政策係(酒匂 武志) 農産物の生産流通、作物被害及び農業再生協議会に関すること (永里 浩信) など。 担い手支援係(福本 博文) 新規就農者・担い手支援、中山間地域等直接支払制度、むらづ くり整備事業・農地中間管理事業に関することなど。 畜 産 係(春園 四郎) 畜産振興全般、家畜予防衛生、伊佐堆肥センターに関すること 耕 地 係(柳田 安武) 農業施設(農道や用排水路等)、農地災害復旧、農業農村整備事業 の計画及び実施、多面的機能支払交付金事業に関することなど。 林 務 課 - 林 政 係(宮後 和博) 森林法、森林経営管理法、林業関係諸団体、林務行政全般に関 することなど。 (前田 健二) 鳥獣対策係(御書 辰志) 林野鳥獣保護と狩猟、鳥獣処理施設に関することなど。 課 契約事務、用地交渉、各種協議会・期成会、登記事務に関する 建 設 管 理 係(曽木 誠) (井上 修) ことなど。 道路維持・施設管理係 (滝口 佳久) 市道の維持管理、河川・水門管理、公園施設管理など。 士. 係(高野 秀秋) 土木事業に関する総合計画、土木工事、土木災害復旧事業に関 木 することなど。 建 築 係(徳永 寿夫) 市有建築物の新築・改築工事、建築確認、一般建築に関する指 導・監督に関することなど。 市営住宅維持管理及び使用料の収納、がけ地住宅移転及び住宅 - 住宅・下水道係(愛甲 正博) 新築資金等の償還に関することなど。 農業集落排水の維持管理、使用料の収納に関することなど。

現金の出納及び保管、会計事務に関することなど。

会計課分室

- 出

納

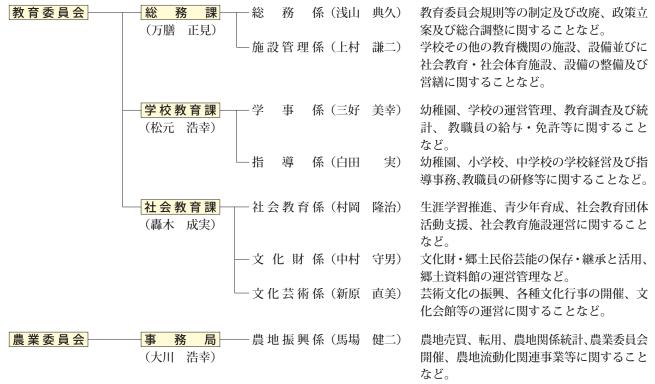
係(寶川 広為)

(兼)

菱刈庁舎

伊佐北姶良火葬場管理組合

2²⁶ 2356



◎大口ふれあいセンター内 ◎菱刈ふるさといきがいセ ◎菱刈カヌー競技場艇庫内 ◎伊佐市旧衛生センター内 庁舎外 環境政策課 伊佐PR課、大口図書館 ンター内 菱刈図書館 スポーツ推進課 環境政策課 環境保全係(茶園 浩幸) 一般廃棄物、浄化槽、犬の登録、大口リサイクルプラザ及び公 (緒方 英明) 害対策等環境保全に関することなど。 伊佐市衛生センターきらり館の運営、旧衛生センターの解体及 **2**22 1060 管 理 係(久松 淳一) び墓地に関することなど。 伊佐PR課 ·広報PR係(森 和文) 広報紙作成、ホームページ管理、ふるさと納税及び市のPRに (西 直樹) 関することなど。 **2**29 4113 交流ビジネス推進係(弓指 浩) 観光事業の企画・宣伝・イベント、公園及びキャンプ場等の管 理運営、特産品の振興・開発、ツーリズムに関することなど。 市立図書館 読書の推進、図書館運営、巡回図書に関す 教育委員会 - 大口図書館係(中村 守男) (轟木 成実) (兼) ることなど。 **☎**22 0417 守男) (兼) 菱刈図書館係(中村 読書の推進、図書館運営に関することなど。 (兼) **2**²⁶ 3000 スポーツ推進課 - スポーツ係(舞薗 英嗣) 各種スポーツ行事の開催、体育施設の運営、 (平崎 祐実) スポーツの推進に関することなど。 第75回国民体育大会カヌースプリント競 **28** 1073 国体推進係(肥後 勝彦) 技会の開催に関することなど。 学校給食センター 管 理 係(有馬洋一郎) 給食調理、物資の購入、施設・設備及び労 務管理、経理に関することなど。 (丸目 良平) **2**24 1223 幼 稚 園— 本城幼稚園の運営全般に関すること。 - (亀澤 伊佐北姶良環境管理組合 博美) 一般廃棄物の処理に関すること。 **2**24 1500

英明) — 事務局 (川添 良幸)

(緒方

(併)

火葬場の運営に関すること。

令和2年度一般会計予算

167.23億円

令和2年度当初予算が、3月の伊佐市議会 定例会で決まりました。一般会計予算額は 167億2千3百万円で、前年度と比べると 8億7千3百万円、率にして約5.5%の増と なりました。

人口減少が進む中での地域づくり、地方創生を実現していくため、地域経営の視点に立った中長期的な財政運営を行っていきます。

★ 主な事業

★燃ゆる感動かごしま国体 第75回国民体育大会カヌー競技会 カヌー スプリント 伊佐市実行委員会負担金

1億6,160万円

★農村情報連絡無線のデジタル化(菱刈地区) (防災無線のデジタル化に伴う菱刈庁舎 無線設備等改修)

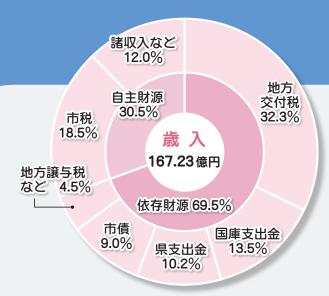
1億5,400万円

★総合保健福祉センター管理事業 (まごし温泉新築工事)

4億6,800万円

★社会資本整備で雇用を確保 (道路・橋りょう補修等)

5億3,750万円



消防費 5.1% その他 3.2% 土木費 5.7% 民生費 39.6% その他の 農林水産業費 経費 6.9% 36.2% 歳 出 義務的経費 教育費 7.1% 167.23 億円 49.5% 衛生費 投資的経費 8.0% 14.3% 公債費 総務費 11.2% 13.2%

家計簿

一般会計予算を年収 240 万円の家庭 のひと月当たり (200,000 円) の 収支に置き換えて説明します。

□歳入

収入の内訳	令和2年度	令和元年度
親からの援助 (交付税、国・県支出金など)	112,000円	115,000円
給料 (市税、諸収入など)	70,000 円	70,000 円
借入金 (市債)	18,000 円	15,000 円
合 計	200,000円	200,000円

□歳出

支出の内訳	令和2年度	令和元年度	
食費(人件費)	29,000円	28,000円	
家族の医療費(扶助費)	48,000 円	50,000 円	
ローンの返済(公債費)	22,000 円	21,000 円	
家、車、電化製品の修理・買換え (建設、維持補修費)	30,000 円	29,000円	
光熱費、通信費など(物件費)	20,000 円	23,000 円	
一人暮らしの子どもへの仕送り (補助費、繰出金)	45,000 円	45,000円	
貯金など(積立金、予備費)	6,000円	4,000 円	
合 計	200,000円	200,000円	

- 給料は、市民の皆さんが納めた「市税」などです。
- ●親からの援助は、国から交付される「地方交付税」、 生活保護費などの一部を国と県が一定割合負担する 「国庫支出金・県支出金」などです。
- ●借入金は、「市債」です。ローンを組むのと似ています。
- 歳入の多くを国・県からくるお金や借金で賄っており、厳しい財政事情が続いています。より一層の行政改革を進めていく必要があります。
- ●食費、家族の医療費、ローンの返済は「義務的経費」 と呼ばれ、多いほど余裕がないことになります。
- 一人暮らしの子どもへの仕送りは、一部事務組合(消防組合など)への「負担金」、国保など特別会計への「繰出金」、各種団体への「補助金」などです。生活費の見直しをするなど、効率的な運営が望まれます。
- □ローンの返済は月収の約11%ですが、借入金は約9%となっています。

問い合わせ先 財政課財政係 ☎231311

※4月10日に取材。 4月18日から曽木の滝観光案内所は臨時閉館中

発見してみませんか

一曽木の滝で、観光ガイ ドを行っているのが「伊佐の

さに気づいたと言います。 伊佐の豊かな自然の素晴らし を立ちあげました」と話す山 と7年前にボランティア団体 で一度は伊佐を離れましたが、 と思いが強くなり、仲間たち もっと多くの人に紹介したい とです。伊佐の歴史を勉強し は郷土史勉強会に参加したこ 退職後に帰郷されて、改めて 下明世会長。山下さんは就職 たら自分たちが楽しくなって 「ガイドを始めたきっかけ

!興味がある人はお気軽にご連絡

みなど、小・中学生の社会科 展示や施設が充実しており、 曽木発電所遺構をはじめ、現 ネルギーについて学習できる えて、ここに息づく自然と共 観は何度見ても圧巻です。 在も稼働中の水力発電の仕組 存する人の歴史も見どころで 水しぶきをあげる大迫力の景 曽木の滝の、轟音を立てて 公園内には、再生可能エ

学習にもおすすめの場所です 少なくなりました。 現在は、新型コロナウイル

の成り立ちなど、 所の歴史、 の滝公園をもっと楽しめる情 川浚いの歴史、 ガイドでは、 清喜副会長は話します。 たくさんあるんですよ」と南 公園には写真映えスポットも の季節だけでなく、曽木の滝 いただきたいです。 こそ地元の魅力を再発見して められている今、伊佐の人に スの影響で来園者数がとても への不要不急の外出自粛が求 地質学からみる滝 堀之内良眼房の 新旧曽木発電 知れば曽木 桜や紅葉 「都市部

ムから。

圓 曽木の滝観光案内所

新曽木発電所見学申込フォー エナジーのホームページ」

0)



▲再生可能エネルギーについて学べる 展示が充実(臨時閉館中)



▲発電所の歴史を知れば、 曽木の滝が もっと楽しくなるはず!

報を余すことなく紹介して ます。また、良眼房の奮闘ぶ できないと大好評です。 ガイドの中でしか聴くことが りを伝える「かぞえうた」は、

おもてなしします」 くさんの人に喜んでもらえる えることが、私たちの活動の よう、わかりやすいガイドで やりがいです。これからもた ガイドの申し込みは「工営 「お客さんに満足してもら

便健康の言語者温祉サービス

次のような高齢者福祉サービスを実施しています。希望する人はで自分で 申請してください(家族の人でも申請できます)。

※どうしてもご自分・ご家族で申請ができない場合には、民生委員にご相談ください。

サービス名			 利用者の負担	 手続き
福祉タクシー利用券	令和2年度中に75歳以上になる 高齢者(昭和21年3月31日生まで) ・身体障害者手帳(1・2級)所 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	通院、買い物、公共施設等 の利用などに使える1枚 500円のタクシー利用券を 年24枚発行 (1回5枚まで使用可)	タクシー料金から 助成額を差し引い た額	必要な物
はり・きゅう 施術助成	70歳以上の高齢者で、医療給付の対象とならない「はり・きゅう施術」を受ける人	1 枚 500 円の受診券を 年 20 枚発行	1 回当たり 500 円 の助成額を差し引 いた額	・印鑑・該当する手帳等・免許証や保険
総合保健福祉 センター (まごし温泉) 利用証	70歳以上の高齢者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 オ	まごし館の温泉浴室等の 使用料の減額	1 回当たり 150 円	証など受給者 の身分を証明 できるもの 長寿介護課
寝具乾燥サービス	市内に住所のある在宅の 65 歳以 上の寝たきり高齢者 (要介護認定 4 または 5) 及び身体障害者手帳 (1・2 級) 所持者で寝たきりの人	寝具類(掛布団、敷布団、 毛布)の乾燥・殺菌及び 脱臭等(年3回まで)	1 回当たり 660 円	(大口庁舎) 長寿介護課分室 (菱刈庁舎)
理髪サービス	市内に住所のある在宅の 65 歳以 上の寝たきり高齢者 (要介護認定 4 または 5) 及び身体障害者手帳 (1・2 級) 所持者で寝たきりの人	理髪業者が居宅において理 髪を行います (年 4 回まで)	1 回当たり 400 円	
長寿祝金支給	本市に 1 年以上居住し、令和 2 年度中に、100歳 (大正9年4月1 日~大正10年3月31日生) になる 人	• 100 歳: 5万円 • 88歳:記念写真 (昭和6年4月1日~ 昭和7年3月31日生)	_	市から支給対象 者に通知 (7月頃)
老人介護手当支給	65歳以上で要介護認定4または5 の人を6か月以上同居またはこれ に準ずる状態で在宅にて介護して いる介護者(※介護者・被介護者 とも市内に住民登録があること)	支給決定した翌月分から、 対象となる月に1万円を 支給(年2回支給)	_	必要な物 ・印鑑
徘徊高齢者 対策	徘徊のみられる認知症高齢者ま たはその高齢者を介護している 家族等	徘徊探知機の機器購入等に 要する初期費用の一部を助 成(上限 1 万円)	助成額を超える額	長寿介護課 (大口庁舎)
生活支援サービス	65歳以上の要支援認定者または要介 護認定者以外の高齢者で、病中病後 など一時的に支援を必要とする人	家事・買い物などの生活支援サービス費用の一部を助成(支援員を派遣)	1 時間当たり 100 円 (1 日 2 時間 以内・5 日間限度)	長寿介護課分室 (菱刈庁舎)
日常指導型 ショートステイ	65歳以上の要支援者認定または要 介護認定者以外の在宅で一人暮ら しの高齢者等で、基本的生活習慣 が欠如している人、疾病ではない が、体調不良に陥り在宅生活が一 時的に困難になった人	原則として7日以内 (6か月に1回)	サービス提供に要す る費用の1割相当額 及び食事代(実費)	 Βy Δ, \\ \\ ±π\+ ω
緊急通報装置 設置	65歳以上の高齢者のみの世帯 及び身体障がい者のみの世帯	自宅の電話に通報装置を設置し、緊急時に協力者へ連絡できる体制を作る	使用電話回線の基本料金及び通話料・ 破損修理代金	緊急通報装置 は、協力者(2 人以上)の同意 書も必要
緊急医療 情報キット	・災害時避難行動要支援者台帳 登録者 ・65歳以上の高齢者、障がいを お持ちの人で希望する人	情報シートにかかりつけ医療機関、持病や服薬などの情報を記入して自宅の冷蔵庫に保管し、救急や災害時に、救急隊等に医療情報を提供する	無料	※設置は市で行います。

問い合わせ先 長寿介護課高齢福祉係 ☎231311

男女共同参画社会についての市民意識調査【結果概要】

伊佐市では、令和3年度を始期とする「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」を策定するための参考 とさせていただくため、市民の皆さまに男女共同参画社会についてのアンケート調査の協力をお願いし ました。結果概要について、市民の皆さまにお知らせします。

報告書(全体版)は、伊佐市ホームページで、パソコンやスマートフォンなどからご覧いただけます。

問い合わせ先 企画政策課地域活力推進係 ☎231311

調査対象 20歳以上の市民 2,000人

調査期間

令和元年7月26日~8月31日

有効回収数 810 人 (有効回収率 40.5%)

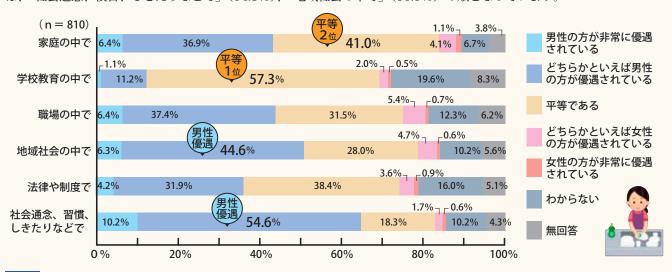
調査方法

郵送による配布、回収

※集計結果は、四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

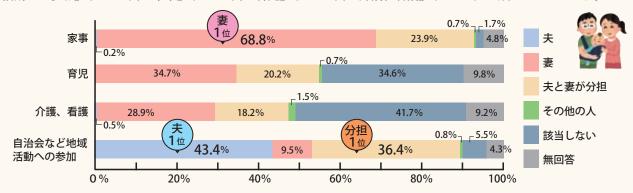
男女平等の意識について

『平等である』と答えた割合は「学校教育の中で」(57.3%)が最も高く、次いで「家庭の中で」(41.0%)となっています。 また、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』 は、「社会通念、慣習、しきたりなどで」(64.8%)、「地域社会の中で」(50.9%)の順となっています。



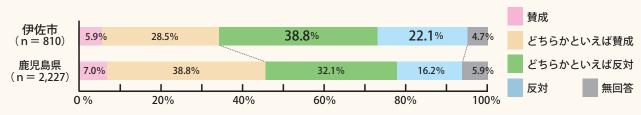
家庭における夫婦の役割分担について

『家事』(68.8%)、『育児』(34.7%)、『介護、看護』(28.9%) の順で「妻」の割合が高い一方で、『自治会など地域活 動への参加』(43.4%) は「夫」の割合が高くなっています。また、「夫と妻が分担」している割合は、『自治会など地域 活動への参加』(36.4%)、『家事』(23.9%)、『育児』(20.2%)、『介護、看護』(18.2%) の順となっています。

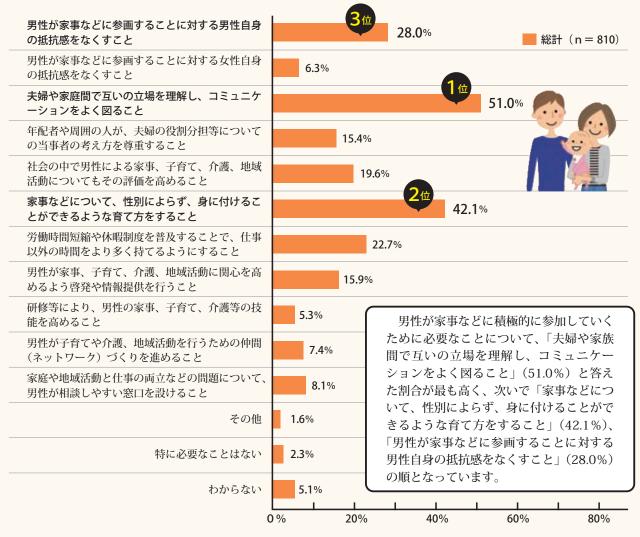


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

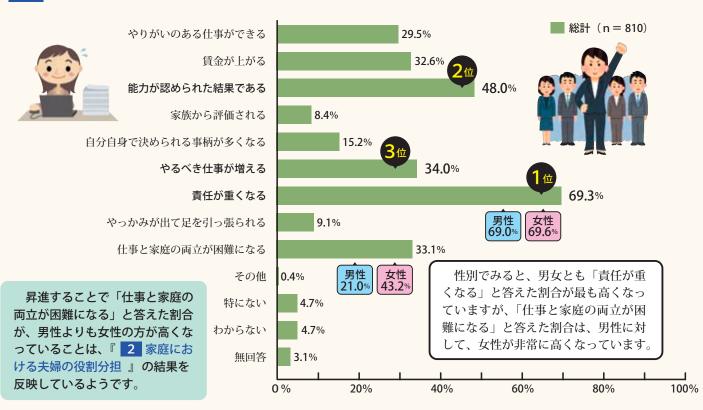
「反対」、「どちらかと言えば反対」が合わせて60.9%でした。鹿児島県と比較すると、「どちらかといえば反対」と答 えた割合が6.7ポイント、「反対」と答えた割合が5.9ポイント、伊佐市の方が高い結果となっています。



4 男性が、女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために 必要な取組

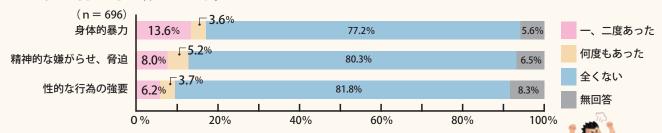


5 管理職以上に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか



6 配偶者(事実婚、元配偶者を含む)から暴力を受けた経験

『身体的な暴力』では、「一、二度あった」(13.6%)、「何度もあった」(3.6%)を合わせて 17.2%が《あった》と答えています。同様に、『精神的な嫌がらせ、脅迫』では 13.2%(8.0% + 5.2%)が、『性的な行為の強要』では 9.9%(6.2% + 3.7%)が《あった》と答えています。



《あった》= 一、二度あった + 一 何度もあった と答えた割合

項目	女性	男性	ポイント差
身体的暴力	23.0%	10.1%	12.9
精神的な嫌がらせ、脅迫	17.8%	7.5%	10.3
性的な行為の強要	16.6%	1.6%	15.0

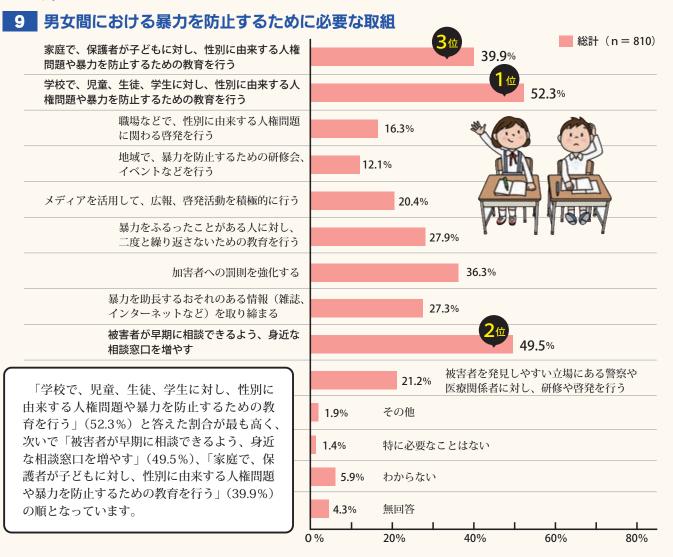
男女とも暴力を受けた経験が 《あった》と答えていますが、 全ての項目において、男性より女性の方 が高くなっています。

7 暴力を受けたときの相談先

暴力や嫌がらせを受けたとき、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」(38.4%)と答えた割合が最も高く、次いで「家族や親戚に相談した」(23.7%)、「無回答」(22.1%)、「友人、知人に相談した」(21.6%)の順となっています。

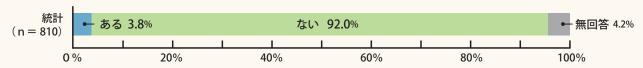
8 どこにも相談しなかった(できなかった)理由

「相談するほどのことではないと思ったから」(47.9%)と答えた割合が最も高く、次いで「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(30.1%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(17.8%)の順となっています。



10 自分の身体の性、心の性または性的指向(※①) などについて悩んだ経験

身体の性、心の性などについて悩んだ経験は、「ある」が3.8%、「ない」が92.0%となっています。



11 性的マイノリティ(※②) または LGBT の人にとって生活しづらい社会だと思うか

「どちらかと言えば思う」(37.4%)と答えた割合が最も高く、次いで「思う」(23.8%)の順となっています。



12 性的マイノリティまたは LGBT の人が生活しやすくなるために必要な取組

「児童、生徒、保護者への学習機会を確保する」(52.0%)と答えた割合が最も高く、次いで「働きやすい職場環境の整備を行う」(47.2%)、「学校教員、行政職員への研修を行う」(35.9%)の順となっています。

※①性的指向…人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもので、異性愛、同性愛、両性愛を指します。 ※②性的マイノリティ(性的少数者)…恋愛対象が同性や両性の人、「こころの性」と「からだの性」が一致しない人、 あるいは「こころの性」がはっきりしない人などのことを指します。「異性を愛するのが普通」、「心と身体の 性別が異なることなどない」としている人から見て少数者という意味です。

13 「男女共同参画社会」を形成していくために必要な取組

